３　個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十一条の三第一項、第十一条の四第二項及び第十八条の六を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

４　法第二十三条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第三者に提供される個人データの更新の方法

二　当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十条　個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　法第二十三条第二項の規定による届出を行った場合　同項各号に掲げる事項

二　法第二十三条第三項の規定による変更の届出を行った場合　変更後の同条第二項各号に掲げる事項

三　法第二十三条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合　その旨

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十一条　法第二十四条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一～四　［略］

五　前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十四条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

２～４　［略］

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第十一条の二　法第二十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　［略］

３　個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第二によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

［新設］

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十条　個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項に掲げる事項（同項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十一条　法第二十四条の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一～四　［同上］

五　前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十四条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

２～４　［同上］

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第十一条の二　法第二十四条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　［同上］